

(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例 (素案)

に係る市民意見提出制度実施要領

1	件名	(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例 (素案) についての市民意見募集
2	目的	(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例 (素案) を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条に基づき、広く素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事務説明	<p>八尾市は、高度な技術力と製品開発力を誇る「ものづくりのまち」として、多様な製造業者が集積しており、国内屈指の工業集積地として、製造業者数、製造品出荷額とも大阪府内 4 位の規模を占めています。</p> <p>本市が今後とも「ものづくりのまち」として工業集積や良好な操業環境、競争力などを維持・推進するためには、敷地の効果的な利用が求められており、国家戦略特別区域制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、事業実施区域における生産施設の新増設の促進を目的とした条例の制定を検討しています。</p> <p>この度、条例の素案を作成しましたので、市民の皆さまからのご意見を募集します。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	(1) 公表する資料 ・ (仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例 (素案) (2) 公表の方法 ・ 市役所本館 1 階総合案内・3 階情報公開室、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、図書館 (八尾・山本・志紀・龍華)、八尾商工会議所会館 1 階産業政策課での閲覧 ・ 八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和 4 年 11 月 30 日 (水) ~ 令和 4 年 12 月 28 日 (水) まで
7	意見募集期間	令和 4 年 11 月 30 日 (水) ~ 令和 4 年 12 月 28 日 (水) まで (必着)

8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「(仮称) 八尾市国家戦略特別区域法に基づく準則を定める条例(素案)」への市民意見</p> <p>(2) 住所または所在地</p> <p>(3) 氏名又は団体名</p> <p>(4) 意見本文</p> <p>※提出された氏名等の個人情報は、「八尾市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※(1)～(4)の項目が欠けている場合、提出意見として取り扱わない場合があります。</p> <p>※所定の意見提出用紙(八尾市ホームページ等に掲載)を活用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参 八尾商工会議所会館 1 階 産業政策課</p> <p>(2) 郵送 〒581-0006 八尾市清水町一丁目 1 番 6 号 八尾市 魅力創造部 産業政策課 (八尾商工会議所 1 階)</p> <p>(3) ファクシミリ : 072-924-0180</p> <p>(4) 電子メール 送付先アドレス : sangyou@city.yao.osaka.jp</p> <p>(5) 八尾市電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、個別対応はせず、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日に情報公開室や八尾市ホームページで公表します。</p> <p>(2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないようご注意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、連絡は省略します。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見の提出は、市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問合せ先)	<p>八尾市 魅力創造部 産業政策課 電話 : 072-924-3845 (直通)</p>